⑶　運営費交付金債務残高の明細　（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成21年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	—	・業務達成基準を採用した航海訓練業務について、業務完了が翌々年度となっているものなど運営費交付金債務として翌々事業年度に繰り越したもの。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	・期間進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	・費用進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
平成22年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	—	・業務達成基準を採用した航海訓練業務について、業務完了が翌年度となっているものなど運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したもの。 ・上記については、翌事業年度において計画どおりの業務を達成できる見込であり、翌事業年度で収益化する予定です。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	・期間進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	・費用進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
	計	—	

7．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	62,519	4(1)	5,307	1
職　員	3,192,470	424(7)	483,669	42
合　計	3,254,989	428(8)	488,976	43

㈱1．役員の報酬等の支給基準は、次のとおりである。
⑴　理事長　989千円（月額）
　　理事　780千円（月額）
　　監事　690千円（月額）
　　非常勤役員　252千円（月額）
⑵　独立行政法人航海訓練所役員報酬規程及び独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程に基づき支給
⑶　支給人員の（　）は非常勤役員で、外数である。
2．職員の給与の支給基準は、次のとおりである。
⑴　独立行政法人航海訓練所職員給与規程及び独立行政法人航海訓練所職員退職手当支給規程に基づき支給
⑵　支給人員は、年間平均支給人員数である。
⑶　支給人員の（　）は非常勤職員で、外数である。

平成22年度国家公務員共済組合連合会の決算に関する公告

平成23年11月18日

東京都千代田区九段南１丁目１番10号
国家公務員共済組合連合会　理事長　尾原　榮夫

1　長期経理

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		157,960	流動負債		22,065
現金・預金	67,736		未払金	21,930	
その他	90,224		その他	135	
固定資産		8,046,337	剰余金		8,182,231
投資その他の資産	8,046,337		長期給付積立金	8,182,231	
資産合計		**8,204,297**	**負債・純資産合計**		**8,204,297**

備考：記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している。(以下同じ。)

損益計算書の要旨

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		2,244,748	経常収益		2,058,245
事業費用	2,243,087		事業収益	1,891,044	
給付金	1,681,726		負担金収入	1,212,849	
拠出金	534,830		掛金収入	513,612	
その他	26,529		交付金収入	112,980	
繰入金	1,661		拠出金収入	48,220	
特別損失		14	その他	3,382	
			運用収入	167,200	
			特別利益		2,983
			当期損失金		183,534
合計		**2,244,763**	**合計**		**2,244,763**

㈱　当期損失金183,534百万円は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第９条第２項の規定により積立金を減額して整理する。

重要な会計方針等

1．有価証券の評価基準及び評価方法
　移動平均法による原価法によっている。
2．信託における収益の認識方法
　長期性預金に含まれる包括信託における収益の認識方法は、会計の継続性の観点から次のとおりとしている。
⑴　自家運用の包括信託
　発生主義によっている。
⑵　委託運用の包括信託
　現金主義によっている。